

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名 : 確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項 : 第10条第5項
処 分 の 概 要 : 認定書の再交付
原権者 (委任先) : 大分県公安委員会
法 令 の 定 め : 確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第5項において準用する第9条第2項 (認定書の再交付)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日 (行政庁の休日を除く。)
申 請 先 : 大分県警察本部交通部交通指導課
問 合 せ 先 : 大分県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 (電話 097-536-2131)
備 考 :